

コミュニティに関する施策の現状と

見直しの方向（素案）

平成 19 年 10 月

福 岡 市

はじめに

福岡市が自治協議会の設立を地域の皆様に提案して、早や4年が経ちました。地域で暮らす多くの住民が集まり、協議し、活動している自治協議会をパートナーに、市は、今後とも共働してまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

平成17年3月の「福岡県西方沖地震」の際には、地域での迅速な安否確認が行われ、ご近所同士の声かけに安堵された方も多くいらっしゃったと思います。また、こどもの見守りや防犯パトロールなどの活動も、自治協議会を中心に取り組まれているところです。

市は、自治協議会設立の提案を行うと同時に、自治協議会への補助金をはじめ、校区担当職員を配置するなどのコミュニティ施策を進めてまいりました。こうした施策については、市にとってもはじめての試みだったことから、平成16年から4年間で検証することを皆様にご説明してきました。

平成18年10月から、自治協議会長や学識経験者から構成する「福岡市コミュニティ関連施策のあり方検討会」において、コミュニティ施策に対する検証・検討が行われ、このたび、市に第1次提言書をいただきました。この提言を踏まえ、コミュニティの主体的な活動を支え、共に住みよいまちづくりを進めるために、施策の見直し案を市として検討し、提案しているものです。

自治協議会を中心としたコミュニティづくりにご尽力いただいていることに、敬意を表しますとともに、真の「自治」に向けた取り組みが、一層進みますよう、本市も皆様のご意見を伺いながら施策を検討してまいります。よりよい地域づくりに向けて、今後ともご協力いただきますよう、お願いいたします。

平成19年10月
福岡市

目次

第1部 よりよい施策の実現に向けて … 1

- 1 見直しの趣旨
- 2 これまでの経過と今後の予定

第2部 これまでの成果と課題 … 3

- 1 平成16年度に開始したコミュニティ関連施策の成果
- 2 今後のコミュニティづくりに向けた課題

第3部 コミュニティへの財政的支援に関する見直しの方向 … 6

- 1 活力あるまちづくり支援事業補助金
 - (1) 基本的な方向
 - (2) 補助対象事業の一部見直し
 - (3) 補助対象経費の一部見直し
 - (4) 補助金限度額について
- 2 「活力あるまちづくり支援事業補助金」以外の補助金等

第4部 コミュニティと行政の共働に向けた取り組みの方向 … 13

- 1 コミュニティと行政の関係
- 2 市からコミュニティへの提案・依頼
- 3 コミュニティと行政の合意形成
- 4 行政の「縦割り」解消

第1部 よりよい施策の実現に向けて

1 見直しの趣旨

- 福岡市は、住民自治やコミュニティと行政の共働によるまちづくりを推進するため、平成16年4月から「自治協議会制度」をはじめとした新たなコミュニティ施策を展開してきました。

< 平成16年度に開始した施策（主なもの） >

- ・ 自治協議会制度と「活力あるまちづくり支援事業補助金」の創設
- ・ 「コミュニティの総合窓口」である地域支援部の創設と校区担当職員の配置
- ・ 公民館の区役所への移管によるコミュニティ支援体制の強化

- 4年目を迎えた現在、多くの小学校区で自治協議会を中心にコミュニティづくりが進み、コミュニティと行政の共働も徐々に進展しています。
- しかし一方で、市の体制や施策について「施策の進め方が行政本位（上意下達、全市一律、一方的）だ」「自治協議会への補助金に制約が多く、活用しづらい」など、多くの意見が寄せられています。また、コミュニティにおいても、コミュニティ活動への参加者の減少、活動を担う人材の不足など、さまざまな課題があります。
- こうした課題の解決に向けて、市は、現在の施策を改善するとともに、今後どのような取り組みが必要か検討していきたいと考えています。

図 検討項目（全体）と今後の手順

< 検討項目 >

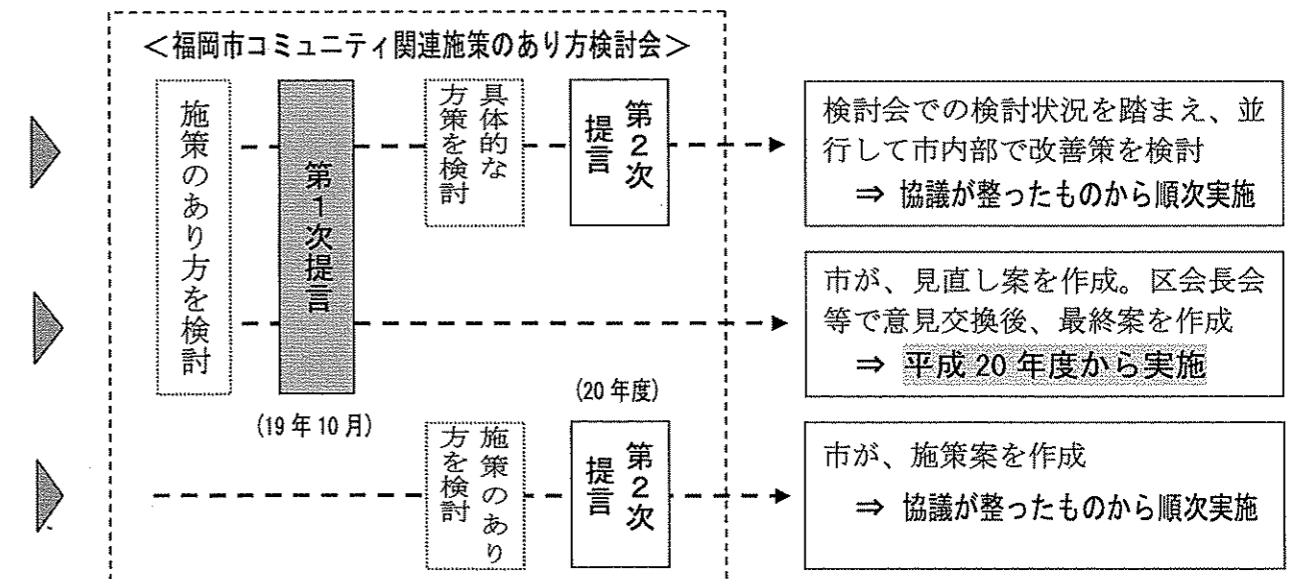
- 1 コミュニティと行政の共働のあり方**
コミュニティと行政の関係のあり方、市からコミュニティへの依頼事項の整理、コミュニティと市の合意形成の方法、「縦割り」解消の方策 など
- 2 コミュニティへの財政的支援のあり方**
「活力あるまちづくり支援事業補助金」（自治協議会への補助金）のあり方、その他の補助金のあり方 など
- 3 コミュニティ活動の環境づくり**
住民の自治意識の醸成や人材確保のための方策、地域支援部や公民館を中心としたコミュニティ活動の支援のあり方 など

2 これまでの経過と今後の予定

- 平成16年度当初から、市は、4年間で施策を定着させ、検証していくこととしていました。市は、18年度にこの作業に着手し、外部委員による検討会（福岡市コミュニティ関連施策のあり方検討会）を中心に、成果と課題を検証するとともに、下図の検討項目に沿って今後に向けた検討を行ってきました。
- このほど、検討会は「コミュニティ関連施策のあり方に関する提言（第1次）」として「2 コミュニティへの財政的支援のあり方」を中心とした検討結果を取りまとめました。
- 市は、提言の内容を踏まえ、現在、財政的支援に関する施策を中心に、見直し案を検討しています。今後、各区の自治協議会会長会等で意見をうかがった上で、来年2月を目途に最終案をまとめたいと考えています。

< 検証・検討の経過 >

- 平成18年7～8月 自治協議会の会長等を対象に、アンケート・ヒアリングを実施
- 平成18年10月～ 「福岡市コミュニティ関連施策のあり方検討会」（会長・森田昌嗣九州大学教授。自治協議会会長など14人で構成）を設置。
- 平成19年10月 検討会が「コミュニティ関連施策のあり方に関する提言（第1次）」を市に提出
- 平成19年10月～ 提言（第1次）を踏まえ、市が施策の見直し案を検討



第2部 これまでの成果と課題

- 平成16年度以降、自治協議会制度に基づいて、約95%の校区で自治協議会が設立されてきました。この3年半の成果と課題について、福岡市コミュニティ関連施策のあり方検討会では、アンケート結果などを踏まえ、次のように整理が行われています。

※ 各項目の内容は、第1次提言の要約です。

1 平成16年度に開始したコミュニティ関連施策の成果

(1) 校区運営の円滑化

活動が校区全体で共有され、重複する活動の整理や役割分担が進んだ。また、校区の意思決定が円滑になってきた。

(2) 民主的な運営の推進

活動に多くの住民の声が反映できるようになり、民主的な運営が進んだ。

(3) 透明性の高まり

会計の一本化により、校区全体の予算の使途が明確になった。また、広報紙の発行が進むなど、透明性の確保が図られてきた。

(4) コミュニティ活動の活性化

事業内容の充実や参加者の増加が図られた。

(5) コミュニティ主体の取り組みの開始

課題解決に向け、校区の主体的な取り組みが行われてきた。

(6) 行政との連携強化

地域支援部の設置・校区担当職員の配置により、コミュニティと市の信頼関係が形成されてきた。

<参考> 「自治協議会等アンケート」結果

問 自治協議会を設立する前と比べて、現在の状況はどうか。それぞれの項目について、当てはまるものを1つ選び、番号に○をつけてください。

「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」/「そう思わない」「どちらかと言えばそう思わない」

(1) 肯定的な意見が多かった項目（上位3項目）

- | | | | |
|-------------------------|-------|---|------|
| ① 会計が明瞭になった | 73.7% | / | 6.0% |
| ② 校区内の団体間の連携が進んだ | 73.0% | / | 3.8% |
| ③ 地域活動に多くの声を反映できるようになった | 62.4% | / | 2.3% |

(2) 否定的な意見が多かった項目（1項目のみ該当）

- | | | | |
|---------------|-------|---|-------|
| ① 事務処理が簡単になった | 25.5% | / | 35.3% |
|---------------|-------|---|-------|

2 今後のコミュニティづくりに向けた課題

(1) コミュニティと行政の共働における課題

① コミュニティと行政双方の認識の不足

自治協議会が設立され、活動が行われているにもかかわらず、市が、平成15年度以前と同じような施策の進め方（上意下達、全市一律、一方的）をしているケースがある。また、コミュニティの側でも、自治協議会制度の趣旨が十分に理解されていない。

② 町世話人の廃止に伴う依頼事項の整理

町世話人制度が廃止されたにもかかわらず、依然として、行政からコミュニティへさまざまな事項が依頼されている。そのため、コミュニティの側で、行政からの依頼事項に対する負担感が大きい。

③ 行政本位の施策の立案、実施

行政の都合のみで施策が決定される、実施の直前に通知される、全市一律に施策が推進されるなどしている。

④ 行政の「縦割り」

自治協議会の設立前と同様、市の各部署がバラバラに、校区の各種団体に通知を行ったり、校区で事業を実施したりしている。また、区レベルの各種団体（区単位で個別分野の活動を行う団体）と自治協議会の関係が十分に整理されておらず、区レベルの各種団体とすでに自治協議会の一員になっている校区の各種団体が、依然として縦割りの関係にある。

(2) コミュニティ支援施策における課題

① 財政的支援のあり方

活力あるまちづくり支援事業補助金について、公金から交付されるものである以上、ある程度の制約はやむを得ないものの、必須事業の設定や用途の制限があるなど、自治協議会にとって使いづらい面がある。また、自治協議会以外の団体への補助金などがあり、自治協議会としてまとまった活動ができにくい。

(3) コミュニティの自治における課題

① 住民の自治意識の希薄化

住民の自治意識やコミュニティへの帰属意識が希薄化し、コミュニティ活動に対する住民の無理解、参加者の減少・固定化などの問題が出てきている。また、集合住宅において、1世帯も自治会に加入していない場合もあり、コミュニティ活動に支障をきたしている。

② 活動を担う人材の不足

住民の高齢化などに伴い、コミュニティ活動を担う人材が不足している。加えて、少人数に負担が集中することから、コミュニティ活動が住民に敬遠されがちになり、さらに人材の不足を招いている。

<参考> 「自治協議会等アンケート」結果

問 運営や活動にあたって、どのようなことが課題だと思いますか。それぞれの項目について、当てはまるものをすべて選び、番号に○をつけてください。

※ 各項目について、回答が多かった順に3位までを抜粋。

(1) 人材

- ① 役員のなり手がいない 59.4 %
- ② 特に課題はない 27.8 %
- ③ 運営を手伝う人がいない 22.6 %

(2) 住民

- ① マンションなどの集合住宅との交流が図りにくい 43.6 %
- ② 催しへの参加者が少ない 34.6 %
- ③ 自治協議会等の活動に住民の十分な理解が得られない 25.6 %

(3) 運営

- ① 特に課題はない 39.8 %
- ② 予算が足りない 32.3 %
- ③ 事務処理の体制が十分でない 13.5 %
- ④ 自治協議会等に参加している団体間の連携が難しい 13.5 %

- 市は、自治協議会に対して「活力あるまちづくり支援事業補助金」を交付しているほか、福祉、人権、環境、子どもなど、さまざまな分野で補助金の交付や報償費の支給などを行っています。
- これらの補助金等について、自治協議会をはじめとしたコミュニティがより活動しやすくなるよう、次の方向で見直しを行っていきたいと考えています。

1 活力あるまちづくり支援事業補助金

(1) 基本的な方向

- ① 自治協議会に交付している「活力あるまちづくり支援事業補助金」については、各自治協議会の活動に有効に活用されているため、平成20年度以降も引き続き実施していきます。
- ② おおむね現在の内容を継続しますが、
 - ・ 「必須事業」について、考え方や項目を整理します。
 - ・ 自治協議会が校区の状況に応じて自らの判断で活動できるよう、補助金の使い方について、自治協議会の裁量の範囲を広げます。
- ③ 自治協議会と市の双方が「どのような事業を実施したか」「補助金の使途は何か」をこれまで以上に積極的に公開することにより、透明性を確保することとし、そのための方法を自治協議会と一緒に検討していきます。

(2) 補助対象事業の一部見直し

< 現在 >

- ① 「活力あるまちづくり支援事業補助金」の創設にあたって、従来校区の団体毎に交付していた9つの補助金を統合した経緯があることから、必ず実施しなければならない事業（必須事業）を設けています。
- ② そのほかにも、自治協議会が実情に応じて必要な事業を実施できるよう、「地域の活性化や課題解決につながる事業」を補助対象事業としています。

< 現在 >

○ 必須事業

- ① 交通安全の推進に関する事業
- ② スポーツ・レクリエーションに関する事業
- ③ 男女共同参画推進に関する事業
- ④ 地域で子どもを育む意識を醸成し、健全育成活動や非行防止に関する事業
- ⑤ ごみ減量・リサイクル推進に関する事業
- ⑥ 集団献血に関する事業
- ⑦ 健康づくり活動に関する事業
- ⑧ 環境美化に関する事業
- ⑨ 防災に関する事業

○ その他の事業

- ⑩ 地域の活性化や課題解決につながる事業
※ 夏祭り、伝統行事、文化祭、敬老会など、実情に応じて実施。

< 見直しの方向 >

- ① 現在の「必須事業」については、改めて「住みよいまちをつくるために必ず実施しなければならない、まちづくりの基本となる事業」と定義し、名称は「まちづくり基本事業」に変更します。
- ② まちづくり基本事業全体を6つに分類・整理します。同時に、住みよいまちづくりに欠かせない、また、多くの自治協議会等で「今後、積極的に取り組みたい」と認識されている「防犯」(12ページ参照)を追加します。
- ③ 「地域の活性化や課題解決につながる事業」についても、引き続き補助の対象とします。

< 見直しの方向(案) >

○ まちづくり基本事業

- ① 安全・安心に関する事業
(交通安全、防災、防犯)
- ② 子どもに関する事業
(子どもの健全育成・非行防止)
- ③ 環境に関する事業
(環境美化、ごみ減量・リサイクル推進)
- ④ 健康に関する事業
(健康づくり、集団献血)
- ⑤ スポーツに関する事業
(スポーツ・レクリエーション)
- ⑥ 男女共同参画に関する事業
(男女共同参画)

※ 下線がついているものは、新たに加える分野。

○ その他の事業

- ⑦ 地域の活性化や課題解決につながる事業
※ 夏祭り、伝統行事、文化祭、敬老会など、実情に応じて実施。

(3) 補助対象経費の一部見直し

< 現 在 >

「自治協議会の事業の実施に要する経費（事業費）」と「自治協議会の事務に要する経費（事務費）」を補助の対象としています。

- ① 人件費（事務職員雇用経費）については、自治協議会役員（会計業務に従事する役員を除く）へは、支給することができません。
- ② 役員等の活動に必要な経費については、必要の都度、実費を支給することとしています。

< 現 在 >

○ 補助対象事業の実施に要する経費（事業費）

必須事業、その他の事業（地域の活性化や課題解決につながる事業）の実施に要する経費

○ 自治協議会の事務に要する経費（事務費）

- ① 人件費
※ 事務職員雇用経費。自治協議会役員（会計業務に従事する役員を除く）へは支給することができない。
- ② 印刷費
- ③ 消耗品費
- ④ 通信・運搬費
- ⑤ 備品購入費
- ⑥ 借上費

※ 事務費は、補助金限度額の30%に相当する額を限度額としている。

< 見直しの方向 >

自治協議会が自らの判断で活動できるよう裁量の範囲を広げ、「自治協議会の事務に要する経費（事務費）」を「自治協議会の運営に要する経費（運営費）」に変更します。その上で、

- ① 人件費については、対象を拡大し、役職を問わず、事務職員（会計・文書作成等の具体的業務に主として従事する人）に支給できるようにします。また、分かりやすい表現とするため、「人件費」という区分名を「事務職員雇用等経費」に改めます。
- ② 役員等の活動に必要な経費（交通費など、活動から生じる各種の実費相当額）については、自治協議会内で協議し、月額・年額などを定めてまとめて支給できるようにします。

< 見直しの方向（案） >

○ 補助対象事業の実施に要する経費（事業費）

まちづくり基本事業、その他の事業（地域の活性化や課題解決につながる事業）の実施に要する経費

○ 自治協議会の運営に要する経費（運営費）

- ① 事務職員雇用等経費
※ 事務職員（会計・文書作成等の具体的業務に主として従事する人）に、役職を問わず支給できるようにする。
- ② 印刷費
- ③ 消耗品費
- ④ 通信・運搬費
- ⑤ 備品購入費
- ⑥ 借上費
- ⑦ 活動費
※ 自治協議会で額を定め、役員等の活動に要する経費を支給できるようにする。

※ 運営費の限度額（補助金限度額に占める割合）については、現在検討中。



(4) 補助金限度額について

補助金の限度額については、今後も、現在の額を継続していきます。

「自治協議会等アンケート」によると、自治協議会の年間予算額に占める補助金の割合は「31～50%」が31.6%、「51～70%」が29.3%であり、一般の補助金における補助率と比較しても適当だと考えています。

ただし、「人口が多い校区では事業費が足りない」との声もあるため、現在の4区分（「2,000人以下」「2,001人～5,000人」「5,001人～10,000人」「10,001人以上」）に加えて「15,001人以上」の区分を新設することを、今後検討していきます。

2 「活力あるまちづくり支援事業補助金」以外の補助金等

- (1) 「活力あるまちづくり支援事業補助金」以外の補助金等（補助金、報償費など）については、自治協議会以外の団体に交付されている補助金等があるため、自治協議会としてまとまった活動ができにくいという意見があります。
- (2) これらの補助金等は、経緯や対象とする活動の内容、交付状況などがそれぞれ異なっており、活動している団体もさまざまです。現在の段階では、市においてもコミュニティにおいても、自治協議会にすべてを交付できる環境が整っていない状況があります。
- (3) そのため、これらの補助金等については、今後、制度の内容や活用状況を個別に検証し、「福岡市コミュニティ関連施策のあり方検討会」にも諮りながら、あり方を検討していきたいと考えています。

<参考> 「自治協議会等アンケート」結果

問 今後、どのような分野の活動に積極的に取り組みたいと考えていますか。あてはまるものをすべて選び、番号に○をつけてください。

※ 回答が多かった順に、5位までを抜粋。

① 防犯	86.5 %
② 防災	83.5 %
③ 青少年の健全育成	78.2 %
④ 交通安全	72.2 %
⑤ 高齢者福祉	71.4 %

問 「活力あるまちづくり支援事業補助金」の交付にあたって、市は、必ず実施しなければならない事業として、9つの「必須事業」を設けています。これらの事業は、よりよい地域をつくるために必要だと思いますか。それぞれ、あてはまるものを1つ選び、番号に○をつけてください。

(数字は「必要だと思う」と回答した人の割合)

① 地域で子どもを育む意識を醸成し、健全育成活動や非行防止に関する事業	91.7 %
② 交通安全の推進に関する事業	89.5 %
③ 防災に関する事業	87.2 %
④ 環境美化に関する事業	86.5 %
⑤ ごみ減量・リサイクル推進に関する事業	85.7 %
⑥ 健康づくり活動に関する事業	82.7 %
⑦ スポーツ・レクリエーションに関する事業	81.2 %
⑧ 男女共同参画推進に関する事業	66.2 %
⑨ 集団献血に関する事業	60.2 %

- 「コミュニティ関連施策のあり方に関する提言（第1次）」においては、市の施策や体制などについて「平成15年度以前と同じような施策の進め方をしている」「町世話人制度の廃止後も、コミュニティへさまざまな事項が依頼されている」などの問題点が指摘されました（4ページ参照）。
- 福岡市コミュニティ関連施策のあり方検討会は、今回の提言でこうした問題点を改善するための取り組みの方向を示した上で、詳細については、今後、第2次提言に向けて引き続き検討していくこととしています。
- 市は、検討会の検討状況を踏まえながら、次の項目に沿って、必要な見直しの内容を具体的に検討・決定し、改善に着手していきます。

1 コミュニティと行政の関係

自治協議会制度の下で、市が各分野で実施している施策がどのようにあるべきか、改めて検討していきます。

2 市からコミュニティへの提案・依頼

現在市がコミュニティに依頼している事項について、コミュニティに過度な負担が生じないように、方策を検討します。

3 コミュニティと行政の合意形成

市が、コミュニティと合意の上で、施策を計画・実施していくための仕組みを検討します。

4 行政の「縦割り」解消

市内部の「縦割り」の解消に向け、どのような方策を講じる必要があるかを検討します。また、区レベルの各種団体について、今後のあり方を検討します。

※ 検討会は、このほか、「コミュニティ活動の環境づくり」（住民の自治意識の醸成や人材確保のための方策、地域支援部や公民館を中心としたコミュニティ活動の支援のあり方など）についても検討を行うこととしています。

市は、こうした事柄についても、第2次提言を踏まえて施策を検討し、協議が整ったものから順次実施していきたいと考えています。

補 足 説 明

<6 ページ (情報公開) >

問1 事業の内容や補助金の使途について「これまで以上に積極的に(情報)公開することにより、透明性を確保する」とありますが、例えば、どのような方法が考えられますか。

答 自治協議会の事業内容や事業費については、自治協議会の活動を校区全体のものにしていくためにも、何らかのルールを決めて、住民に情報を公開していく必要があると考えています。

例えば、より多くの方が、より簡単に事業計画や収支決算書を閲覧できるよう、

○ 「自治協議会だより」(または「公民館だより」の裏面)に必ず掲載するようにする

○ 公民館に掲示する

○ 区役所と公民館にファイルを備え付ける

などの方法が考えられます。

ぜひ皆様のご意見をお聞かせください。

<8 ページ (まちづくり基本事業) >

問2 「まちづくり基本事業」については、①～⑥のカッコ内に具体的な項目が記載されていますが、これらの項目は、すべて実施する必要がありますか。

答 カッコ内の項目は、それぞれの事業に関して「必ず取り組みを行う項目」であり、すべてを実施していただく必要があります。

なお、「各項目を組み合わせて、総合的に事業を実施する」「1項目につき1事業を行う」など、実施方法は、自治協議会内で話し合ってください。

<10 ページ (事務職員雇用等経費) >

問3 「人件費については、対象を拡大し、役職を問わず、事務職員(会計・文書作成等の具体的業務に主として従事する人)に支給できるようにします」とありますが、これまでとどう変わるのですか。

答 現在、人件費(事務職員雇用経費)は「自治協議会役員(会計業務に従事する役員を除く。)へは支給することができない」としていますが、この制限をなくし、役員であっても「事務職員」として業務を行っている人には、支給できるようにするものです。

問4 「事務職員(会計・文書作成等の具体的業務に主として従事する人)」とはどのような人ですか。会議の報告書やお知らせ文書などを作成する人は、すべて対象になるのでしょうか。

答 「事務職員」の考え方は、現在と同じです。

自分の業務として会計・文書作成等を行っている方は対象になりますが、例えば「会議に出席して報告書を書いただけ」「何度かお知らせ文書を作成しただけ」という方は対象になりません。

問5 支給対象者や金額は自治協議会の中で決めてよいのですか。市としては、どの程度を考えているのですか。

答 「だれが事務を行っているか」「どんな事務を行っているか」は、校区によって大きく違うため、全市一律の基準を設ける予定はありません。

自治協議会内で協議し、実情に応じて決めていただきたいと思います。

<10 ページ (活動費) >

問6 「活動費」とは、どのようなものですか。

答 「活力あるまちづくり支援事業補助金」については、「補助金が使えない経費があり、役員の手出しが多い」などのご意見をいただいています。こうしたことから、今回、「活動費」の区分を設け、実際に自治協議会の活動を行う際に生じる各種の実費相当額を、月額・年額などを定めてまとめて支給できるようにするものです。

問7 「活動費」として、どのような経費が支給できますか。また、支給できない経費はありますか。

答 支給できる経費としては、バス・地下鉄代、電話代、ガソリン代などが考えられますが、これ以外にも、実際に自治協議会の活動を行う際に生じる各種の実費相当額を自治協議会内でご検討ください。なお、特定の役職に就任すれば活動の有無にかかわらず支給される「役員手当」や、慶弔費をはじめとした「交際費」は、現在と同じように、対象になりません。

問8 「活動費」は、どのような人に支給できますか。

答 役員をはじめ、実際に自治協議会の活動を行っている方々に支給できます。対象者は、自治協議会内で協議し、実情に応じて決めていただきたいと思いますと考えています。

<10 ページ (運営費の限度額) >

問9 運営費の限度額(補助金限度額に占める割合)は、これまでと変わらないのですか。活動費の新設等に伴い、限度額を引き上げるべきではないでしょうか。

答 運営費の限度額については、今後どのようにすればよいか、現在、検討を行っているところです。ご意見があれば参考にさせていただきますので、ぜひお聞かせください。